

次期「岩手県障がい者プラン」の策定について

(「岩手県障がい者計画」及び「第7期岩手県障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」)

1 経緯

- (1) 県では、障害者基本法の規定に基づく「岩手県障がい者計画」、障害者総合支援法・児童福祉法の規定に基づく「岩手県障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に行っている岩手県障がい者プランを策定しています
- (2) また、計画の策定や進行管理、評価等に当たっては、岩手県障害者施策推進協議会に御協議いただいています。
- (3) 現在の「岩手県障がい者計画」、「第6期岩手県障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、令和5年度が最終年度となっていることから、次期計画を策定する必要があります。

項目		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
国	障害者基本計画	第4次(5年)					第5次(5年)						
県	障がい者計画	6年間					6年間(仮)						
	障がい福祉計画	第5期			第6期		第7期(仮)		第8期(仮)				
	障がい児福祉計画	第1期		第2期		第3期(仮)		第4期(仮)					

2 策定スケジュール等

令和5年度は、計画策定について御協議いただくため、協議会を2～3回開催する予定ですので、御協力願います。

時期	内容
令和5年5月	委員改選（任期：令和5年6月から令和7年5月末）
令和5年8月	第1回岩手県障害者施策推進協議会（計画骨子案の協議） ・障がい者計画骨子案の協議 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案の協議
令和5年11月	第2回岩手県障害者施策推進協議会（計画素案の協議） ・障がい者計画素案の協議 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画素案の協議
令和5年12月	県議会への報告（素案）
令和5年12月 から 令和6年1月	パブリック・コメント
令和6年2月	第3回岩手県障害者施策推進協議会（計画最終案の協議） ・障がい者計画最終案の協議 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画最終案の協議
令和6年3月	県議会への報告（最終案） 障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定
令和6年6月	障がい者計画策定について議会報告

※ 国の指針の決定状況、作業の進捗、県議会の日程等により、時期が前後することがあります。

【参考：岩手県障がい者プランの構成について】

岩手県障がい者プラン

「障害者基本計画」（障害者基本法第 11 条第 2 項）【所管：内閣府】

障がい者のための施策に関する基本的な計画

※第 5 次計画（R5～R9 年度）は令和 5 年 3 月策定予定



障がい者計画 ⇒ 県の障がい者施策の基本的方向

「基本指針」（障害者総合支援法第 89 条・児童福祉法 33 条の 22）【所管：厚生労働省】

障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための指針

※次期計画（R6～8 年度）に係る基本指針は令和 5 年 3 月策定予定



障がい福祉計画・障がい児福祉計画 ⇒福祉サービスの種類、見込量等

【参考：関係法令】

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（障害者基本計画等）

第十一条

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。